

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 5 項の規定により令和 3 年 2 月 24 日に実施した監査の結果に関する報告を決定したので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

令和 3 年 2 月 24 日

岐阜県監査委員	伊 藤 秀 光
岐阜県監査委員	高 殿 尚
岐阜県監査委員	鈴 土 靖
岐阜県監査委員	長 縄 直 子
岐阜県監査委員	南 圭 一

1 監査の種類

- ・地方自治法第199条第1項の規定に基づく財務監査
(同条第5項に基づく随時監査として実施)

2 監査の対象

(1) 対象年度

原則として、令和2年度を対象とした。

(2) 対象機関

- ① 美術館
- ② 博物館

(3) 対象事務

観覧料の収納

<主な監査項目>

- ・つり銭等の現金の管理
- ・観覧料の銀行への振込時期
- ・未使用の観覧券の管理
- ・現金出納簿等の整理

3 監査の着眼点

監査は、監査の対象となった事務の執行等が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われており、その組織及び運営の合理化に努めているか等に着眼して実施した。

4 監査の実施内容

監査は、岐阜県監査委員監査基準に準拠し、事務局書記による予備監査を実地で行い、その後、監査委員による監査を書面で行った。なお、予備監査については、不正・不祥事の未然防止の観点から、事前通告を行わない抜き打ちの手法を用いて実施した。

事務局書記による予備監査 : 令和2年10月7日(水)

監査委員による監査(書面) : 令和3年2月24日(水)

5 監査の結果

上記により監査したところ、下の表のとおり美術館において1件の指導事項が見受けられたので、是正又は改善の措置を講ずるよう求めた。

なお、博物館においては、監査した限りにおいて、おおむね監査の対象となった事務が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われており、その組織及び運営の合理化に努めていると認められた。

機関名	区分	内容
美術館	指導事項	美術館観覧料の収入事務について、記載原因の発生の都度現金出納簿に記載すべきところ、遅延しているものがあつたので、今後は適正に処理されたい。

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・指摘事項 是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
- ・指導事項 是正又は改善を求める事項
- ・検討事項 事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は他の機関の監査の結果として所管課に対し是正若しくは改善を求める事項